

令和2年度
第1回東京都住宅政策審議会企画部会
議事録

令和2年7月3日(金)
WEB会議

午後 1 時 00 分開会

(平松企画経理課長)

ただいまより、令和2年度第1回東京都住宅政策審議会企画部会を開会いたします。本日は、大変お忙しいなか、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせて頂いております住宅政策本部企画経理課長の平松でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、委員の方々に、ご発言される場合の WEB 会議のシステムの操作方法をご説明します。今回は初めての WEB 会議になりますので、詳しくご説明をします。

開始前のアナウンスと内容が重複しますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

まず、会議の画面の下に、いくつかボタンが並んでいるかと思いますが、会議中は通信負荷を下げるため、マイク及びビデオをオフにしてくださいませよう、お願いします。マイクのボタンとビデオのボタンを赤色にしておく形です。

ご発言をする際には、このマイクボタン・ビデオボタンをクリックして、それぞれのボタンが赤色から黒色に変わったのを確認してからご発言ください。

発言終了後は、再度マイクボタン・ビデオボタンをクリックし、それぞれのボタンが黒色から赤色になったことをご確認くださいようお願いいたします。

なお、ご発言にあたっては、まずチャット機能を使い、「発言希望」と入力して、送信してください。チャット機能は画面の右側、または、ボタンのうちアイコンのうち…マークのところをクリックして頂くと出てまいります。進行側で、発言希望者を確認して、順番に御指名をいたします。

また、そのほか、事務局あてに連絡事項がありましたら、このチャット機能にてお知らせください。

傍聴の方につきましては、発言やチャット機能を使用しないよう、よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、まず委員の異動についてご報告を申し上げます。6月30日付で中山委員が退任され、7月1日付で藤田委員に住宅政策審議会委員にご就任いただきました。本企画部会につきましても、浅見会長より、藤田委員について企画部会委員としてご指名を頂いております。

それでは藤田委員をご紹介します。恐れ入りますが藤田委員、マイクボタンとビデオボタンをクリックしていただき、ひとことご挨拶お願い申し上げます。

(藤田委員)

新しく委員に任命されました、マンション管理センター理事長の藤田です。よろしくお願いいたします。

(平松企画経理課長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、書面開催を除きまして、今回初めてご出席されます、野澤委員をご紹介します。恐れ入りますが野澤委員、マイクボタンとビデオボタンをクリックし、ひとことご挨拶お願い申し上げます。

(野澤委員)

明治大学の野澤です。よろしくお願いいたします。

(平松企画経理課長)

次に、事前にお送りいたしました資料について、確認をさせていただきます。本日は、この Webex 上に同じ資料を映しながら、説明をまいります。

まず、議事に関する資料といたしまして、

資料－1 東京都住宅政策審議会企画部会委員・専門委員名簿

資料－2 令和元年度 第3回 東京都住宅政策審議会企画部会におけるご意見・ご質問

資料－3 これまでのご意見のまとめ

資料－4 これからの都における住宅政策の検討にあたっての主な論点

資料－5 これからの都の住宅政策の在り方に係る検討の枠組み(案)

資料－6 第6次東京都住宅マスタープラン 目標及び施策展開と組織別施策体系を重ねた見取り図

資料－7 第6次住宅マスタープランに基づく取組の現状と課題

資料－8 新型コロナウイルス感染症への都の対応状況

資料－9 都市計画区域マスタープランの概要(改定原案)

資料－10 最近の都や国の施策状況

資料－11 これまで及び今後のスケジュール(予定)

参考資料といたしまして、

参考資料－1 東京の住宅事情

参考資料－2 東京都の住宅政策における主な取組状況【資料編】

参考資料－3 東京都住宅政策審議会運営要綱

以上14点をご用意させて頂いております。

この他に、東京都住宅政策審議会幹事・書記名簿、次第以上の資料を事前にお送りしております。

また、本日の会議は、「会議次第」にございますように、概ね、午後3時00分までを予定しております。

なお、この度、審議会運営要綱を改正させて頂きました。参考資料3をご参照ください。これまでは、運営要綱には書面開催に関する規定がありませんでした。コロナウイルス感染症予防対策の観点から、今回はWEB会議の方法を採りましたが、今後書面開催を行う場合に備え、この運営要綱第10を新たに設け、書面開催に関して整理をしております。また、改正後の第11にあたる「委任」の規定におきまして、部会に関する規定がありませんでしたので、新たに設けております。どうぞ承知おきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、幹事・書記のご紹介をいたします。委員の方々には事前に送付いたしました「幹事・書記名簿」によりまして、紹介に代えさせていただきます。なお、前回の企画部会以降、新たに異動があった幹事・書記については、幹事・書記名簿の赤字で記載してございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。大月部会長、よろしくお願いいたします。

(大月部会長)

はい。ただいまご紹介に預かりました部会長の様でございまして、よろしくお願いいたします。

コロナの中で、WEB開催の話があって、それ以降、事務局の方で開催をご英断いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様、その他の皆様で、リモートでなかなか不慣れなところが多々あるかと思いますが、頑張って部会を進行させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題に先立ちまして留意点を述べさせていただきます。

本日頂いたご意見は、要旨をまとめ、次回の企画部会にてご紹介をいたします。また、議事録につきましても、発言者にご確認を頂いた上で発言者の氏名を記載したかたちで全部をホームページで公開をさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の次第に沿って進めたいと思います。まず事務局の方から、議題の1番、これまでの審議会企画部会におけるご意見について、ご説明をお願いいたします。

(尾関計画調整担当課長)

本企画部会の事務局をつとめております、住宅企画部計画調整担当課長の「尾関」と申します。よろしくお願いいたします。

まず、「資料-2 令和元年度 第3回 東京都住宅政策審議会企画部会におけるご意見」についてご説明申し上げます。

前回の企画部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催といたしました。3月30日からご意見をメール等で頂戴し、とりまとめたものがこちらになります。

まず1ページから2ページにかけて、今後の検討にあたっての論点、これは本日更新版を資料4としてお示ししておりますが、また、住宅マスタープラン全体に関するご意見をまとめております。

2ページの中ほどからは、住宅市街地の整備の方向についていくつかいただいたご意見をまとめております。

3ページには、重点供給地域に関するご意見を1点記載しております。

3ページ、4ページにかけて、マンションに関するご意見をいくつか掲載しております。

4ページには、マンションと住宅市街地の整備の方向に関する複合的なご意見を掲載しております。また、同じ4ページには、空き家についてのご意見をいくつかお載せしております。

続いて5ページには、子育て支援認定住宅認定制度等に係る意見を掲載しております。

続いて6ページには、災害やコロナの関係とテレワーク、団地に関する意見をまとめております。

続いて7ページには、東京都の未来の東京戦略ビジョンに関するご意見、また住情報、そして次のページにかけて、東京における土地利用に関する基本方針についてご意見をまとめております。

続いて8ページには、その他として中小住宅生産事業者に関するご意見、また、企画部会に属さない審議会

委員からのご意見を載せております。

以上が資料1のご説明になります。

続いて、資料2に移ります。

これまでのご意見のまとめとして、月の審議会と2月の企画部会、そして今ご説明した、書面開催としました3月の企画部会で委員の皆様から頂いたご意見をまとめました。

そして、次にご説明します、資料4の、「これからの都における住宅政策の検討にあたっての主な論点」に記載されている各項目と、各意見を紐づけて、整理したのになります。

どの項目に属するかは事務局にて判断したのですが、もし、ご自身でおっしゃったご意見が、違うところに結び付けた方が宜しければ、後ほどお知らせくださいますようお願いいたします。

まず1ページ、総論について、住生活を取り巻く状況の変化については意見がありません。ニーズの変化等に関連する意見が一点ございます。また、1ページと2ページにわたり、住宅政策の基本的な方針についてのご意見になります。

続いて2ページから3ページにわたり、福祉、都市づくり、災害等の他の分野と住宅政策との連携について、ご意見をまとめています。

3ページ、住宅政策の中での施策連携については意見がありません。

続いて4ページ、住情報について多く意見を頂いています。

続いて5ページ、新型コロナウイルスの影響について、5点ほど意見を頂いています。

続いて居住者の視点ですが、5ページから6ページにかけて、子供を産み育てやすい住まいについて、ご意見を頂いています。

続いて6ページに、高齢者等の住まいについての意見を頂いています。

続いて7ページから8、9ページにわたり、住宅確保要配慮者に関するご意見を多くいただいています。

続いて9ページから10ページ、11ページにかけて、住宅政策における居場所創出等についてご意見を頂いています。

続いて住宅ストックの視点ですが、11ページから13ページにかけて、マンションについてのご意見を多くいただいています。

続いて13ページ、14ページに空き家対策についてのご意見をまとめています。

続いて14、15ページにわたり、既存住宅流通等に関するご意見を頂いています。

続いて15ページ、良好なストック、市場環境についてのご意見を頂いています。

続いて産業・新技術の視点として、15ページから16ページにわたり、住宅・建築・不動産との連携についてのご意見になります。

続いて16ページ、5G等の新技術やテレワークについて等、ご意見を頂いています。

続いて17ページ、住宅政策と産業政策との連携についてご意見を頂いています。

続いて持続可能なすまい。まちづくりと地域の視点になりますが、災害対策等について17ページから19ページにわたり、多くご意見を頂いています。

続いて20ページ、住宅政策とまちづくりについてご意見を頂いています。

続いて21ページ、住宅団地の再生やまちづくりとの連携についてご意見を頂いています。

続いて22ページから23ページ、地域特性を踏まえた住宅施策についてご意見を頂いています。

続いて24ページから25ページにかけ、重点供給地域等についてご意見を頂いています。

最後、25ページに、長期的な視点として、国の全国計画等における視点を踏まえた検討については意見がございません。

これまでのご意見に関する説明は以上です。

(大月部会長)

はい、ありがとうございました。これまでの説明に対しまして皆様方のご意見、ご質問等を受け付けたいと思います。ご質問等のある方はチャット機能を使ってどの資料についてご意見があるのかを付記した上で、ご発言希望の旨お知らせいただければと思います。ちょっと慣れないところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

事務局の方で、これまでの意見のとりまとめということで資料の2・3を中心に説明を頂いておりますが、これらの資料に関してご意見とかご質問よろしいでしょうか。今考えているかもしれませんが、私の方からちょっとお伺いさせていただこうと思います。資料の中でもやはりコロナの問題、コロナに関わる課題というものが委員からのご意見でもいくつかありますが、後半の議題の中で新型コロナウイルス感染症への都の対応状況というところでご説明があるかもわかりませんが、現状において東京都の住宅部局として、今のコロナに対する状況に対して一番力を入れていらっしゃるところがどこなのか知りたいのですが、事務局いかがでしょうか。

山本先生から発言の希望が来ておりますが、ちょっと事務局のお答えを待ってからお願いをしたいと思いません。

(尾關計画調整担当課長)

事務局ですけれども、この時間は、すみません、質疑応答の時間と見込んでいたところでは実はありませんで、この後で大きな意見交換の時間を二枠ある予定でございます。

(大月部会長)

すみません、私が進行を間違えました。申し訳ありませんでした。山本先生せっかく発言を希望していただいたのに申し訳ありませんでした。今、議事1を事務局の方で説明して頂きましたので、続いて説明するということですね。議事2, 3, 4の住宅マスタープランまでを引き続きご説明いただくということでよろしいでしょうか。

(尾關計画調整担当課長)

はい。

(大月部会長)

はい、すみませんでした。事務局よろしく願いいたします。

(尾關計画調整担当課長)

はい。失礼いたしました。それでは、議事(2)といたしまして、これからの都における住宅政策の検討にあたっての主な論点についてご説明します。「資料-4」になります。

先ほどの資料3で、これらに結び付く皆様方のご意見を説明したところですが、その元の論点の資料がこちら

になります。

前回、3月の企画部会でも同様の資料をお示しし、その後委員の皆様からのご意見等を踏まえ修正し、修正した箇所を赤字で示しております。

まず、1 総論の中、4ポツ目、他の分野との連携のなか、災害対策との連携を追加しました。また、最後のポツ、新型コロナウイルス感染症に関する記載を新たに追加しました。続いて次のページ、5 持続可能な住まい・まちづくりと地域の視点のうち、【地域特性】のところ、重点供給地域及びその指定の在り方はいかにあるべきかとの論点を追加しました。

続きまして、議事(3)検討の枠組みについてご説明します。「資料—5」になります。

こちらの資料は、今後の検討の枠組みについて示しているもので、1にあるとおり、コロナや都の計画である戦略ビジョンや他の行政計画、全国計画である住生活基本計画等を踏まえた検討が必要となります。そして、現行計画の現状と課題の整理を行い、3に示す視点等で検討を行っていく形になります。

これらの進め方について、下に図で示しております。

続きまして、議事(4)第6次住宅マスタープランの成果と課題についてご説明します。

まず、「資料—6」についてご説明します。

こちらは現行の住宅マスタープランについて、8つの目標の各項目について、組織別の施策体系を示しています。これまで委員の方々から、目標の中の各施策について内容が似通ったもの、相通ずるものがあるところのご指摘がございまして、それを踏まえて各所管を整理し、該当するところに○をしたものにあります。再掲の施策を含むものは下線と○をしたものになります。

当住宅政策本部所管の施策は全体に分布しておりますが、右側、他局所管の施策もかなり多く、都庁内各部署と連携が必要であることが分かります。

次に、「資料—7」についてご説明します。

現行マスタープランの各目標に対し、主な取組、現状、当面の課題、中長期的な課題について整理しています。なお、コロナに関係するものは下線を付しています。

まず目標1住まいにおける子育て環境の向上について、(1)子育て世帯向け住宅の供給促進として、ガイドラインや子育て支援住宅の認定制度を実施していますが、一層の認知度向上や補助制度を実施する自治体数の拡大、中長期的には認定住宅の供給促進を課題としています。

また、都営住宅における募集については、各種制度の変更を行っていますが、応募実績を踏まえた見直しを課題としています。

(2)子育て環境に適した住環境の整備について、都営住宅の建替えに伴う子育て施設の整備促進を図っていますが、ニーズのマッチングや財産処理、中長期的には社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を課題としています。また、公社住宅も用地を活用した施設整備や空き店舗の活用等を実施していますが、場所の確保や事業者選定、中長期的には多世代循環型のコミュニティ形成、居場所づくり、コロナによる働き方改革への対応等を課題としています。

(3)近居・多世代同居について、公社住宅は子育て世帯の近居優遇制度等を実施していますが、制度のPRや、中長期的には地域における協力体制を課題としています。

続いて目標2高齢者についてです。

まず(1)、住宅のバリアフリーについて、分譲マンションの建替えへの支援を実施しています。また、公社住宅において、特養等の整備、住宅設備改善、安否確認への対応などを実施していますが、中長期的に、高齢者への住宅整備や見守り、生活支援サービス等を課題としています。また、都営住宅も、建替えに当たり高齢者福祉施設の整備促進や設備改善等を実施していますが、中長期的には社会情勢の変化に応じた柔軟な対応などを課題としています。さらに、介護保険給付の対象とならない改修助成や、見守り相談窓口に対する補助等を実施していますが、需要を踏まえた検討や、区市町村への普及啓発等が課題です。

続いて(2)サービス付き高齢者住宅等について、これまで供給促進、医療・介護連携強化加算を図ってきましたが、既存改修による供給促進や申請につながらないケースがあること、中長期的には区市町村と連携した供給促進等を課題としています。

続いて(3)高齢者の資産を活用した居住の安定について、住み替えを支援する民間事業者の取組について普及促進を図っておりますが、効果的な周知や終の棲家の確保等を課題としています。

ひとつとばして、目標3住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定についてです。

(1)公共住宅等の的確な供給・有効活用について、都営住宅においては、子育て世帯や高齢者への支援、住宅喪失者への就労支援事業である TOKYO チャレンジネットへの住戸提供を行ってきましたが、今後は、都住への応募の通年での申し込み機会のさらなる提供や、感染症対策を踏まえた事務改善等、長期的には新たな住まい方の多角的な検討、ICT活用などを課題としています。

公社住宅においては、優先募集、相談会、PR等を実施していますが、場所の確保や、自治体との調整、さらなるPR、中長期的にはセーフティネットとしての機動的対応等を課題としています。

少し飛ばして、(3)住宅のバリアフリー化促進についてです。重度身体障害者への設備改善給付事業等を実施していますが、記載の課題があります。

続いて(4)民間賃貸住宅への入居支援についてです。「促進計画」の策定、居住支援法人の指定、都居住支援協議会の運営等を実施しておりますが、貸主のリスク低減や認知度向上、インセンティブを高める施策など、中長期的には多様なニーズへの対応が課題となっています。

また、宅建の関係からは、国籍等による入居制限がないようリーフレット作成等を実施しています。

続いて(5)賃貸住宅の家主のリスク軽減等について、高齢入居者への経済負担軽減、見守りサービスへの支援を実施していますが、さらなる充実や福祉部門との連携等を課題としています。また、居住支援協議会セミナー等を実施していますが、家主の理解を深める取組がさらに必要との課題があります。

続いて(6)福祉サービス等と連携した居住支援の促進についてです。居住支援協議会、居住支援法人に関する広報活動等を実施していますが、さらに都民へ情報提供を図ることが必要です。また、都営住宅においては、都の施策と連携した活用についてさらに検討が必要です。また、生活支援付きすまい確保事業については、引き続き要配慮者に対しすまい確保、生活支援に取りくんでいきます。

続いて目標4 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現についてです。

(1)良質な家づくりの推進について、長期優良住宅の認定促進等を行っていますが、さらなる促進が必要です。また、高断熱導入等への補助事業を実施していますが、一層の省エネ、CO2削減が必要です。

また、公社住宅においては、多摩産材の活用等を実施していますが、団地内のリモートワーク等の環境不足、共

用部の非接触対応等が課題となっています。

続いて(2)、既存住宅を安心して売買等ができる市場の整備について、既存住宅の流通促進に向けた指針の策定、事業者グループ制度、賃貸トラブル防止ガイドラインの策定等を実施しておりますが、制度の着実な推進、管理の良いマンションの適正な評価等を課題としています。

続いて(3)、消費者や住宅所有者に対する普及啓発についてです。既存戸建て住宅購入ガイドの公表などを実施していますが、安心して売買できる環境整備、中長期的には住宅の性能等への知識醸成等を課題としています。また、宅建業者への指導、普及啓発等を実施していますが、情報提供の充実を課題としています。

続いて目標5 安全で良質なマンションストックの形成についてです。

こちらにあるとおり、促進計画にもとづく目標設定、条例制定と届け出制度の開始、マンション再生まちづくり制度による再生促進等を実施してきていますが、当面の課題としては管理組合による自主的な維持管理促進、旧耐震マンションの耐震化、まちづくりと連携した再生促進、中長期的には管理不全の予防等に向けた効果的な支援策の検討等を課題としています。

続いて目標6 都市づくりと一体となった団地の再生についてです。

(1)安全安心に暮らせる団地再生についてですが、公社住宅については、古い団地を対象に建替え、長期活用を図る団地は改善を実施していますが、高度経済成長期に供給した住宅の長期活用を課題としています。また、都営住宅については、昭和40年代以前の住宅を中心に建替えを実施していますが、関係者との調整や法令との兼ね合い等が課題となっています。

(2)地域の拠点形成等まちづくりへの貢献についてですが、都営住宅においては、創出用地を都の施策や民活事業に活用していますが、地元等との連携や採算性等が課題となっています。また、公社住宅においても、創出用地の活用を図っていますが、事業者選定等の課題があります。

(3)良好な地域コミュニティの形成についてです。公社住宅において、大学と連携した交流促進などを行っていますが、集会所の稼働率に課題があるところがあるとのこと。

(4)計画的な団地再生については、事例集やセミナーの開催を行っていますが、支援対象の整理や区市町村へのさらなる啓発、新たな支援策の検討が必要と考えています。また、多摩ニュータウンにおいて、公社住宅の空き店舗を活用した生活支援施設の整備を行っています。

続いて、目標7 災害時における安全な居住の実現についてです。

(1)地震に対する住宅の安全性向上についてですが、木造住宅や都営住宅、公社住宅の耐震化を促進しておりますが、より一層の普及啓発が必要との課題があります。また、都住では権利者との合意形成が課題となっています。

(2)木造住宅密集地域の改善についてですが、推進計画に基づき不燃化を促進していますが、さらなる加速が必要です。また、地域特性に応じ、創意工夫による再生促進を図る課題もあります。

(3)災害に強いまちづくりの推進についてですが、都住では水害時の緊急避難策として地元と覚書の締結等を行っています。豪雨対策では、アクションプランを策定、貯留施設等設置の補助制度の制定などを行っていますが、こちらに記載の課題がございます。建築物の液状化対策については、啓発等を実施していますが、さらなる意識向上等を課題としています。また、河川について洪水対策の推進等、また、無電柱化等を条例策定等によ

り実施していますが、事業用地の確保、費用負担等の課題がございます。津波避難については、こちらに記載のとおり取組を実施しています。公社住宅においては、建替えによるマンホールトイレ等の機能整備、自治会への支援等を実施しています。

(4) 災害時に住みつけられる住宅の普及については、災害時に生活継続しやすい共同住宅である LCP 住宅について、この 6 月に制度改正を行いました。今後は登録促進、また、補助制度の検討等の課題があります。また、日常的な備蓄について、こちらにある通り取組を進めています。

(5) マンションにおける防災対策の促進についてですが、コミュニティ形成等の取組を支援しており、今後はさらなる普及促進等の課題があります。

(6) 被災後の都民の居住確保についてですが、震災復興マニュアルの見直しや他の事業主体との協議体制構築等を実施しています。また、区市町村に対しては、担当者向けの研修会や、要配慮者への対策への補助等を実施しています。個別計画の策定等が課題となっています。

続いて、目標 8 魅力ある持続可能な住宅市街地の実現についてです。

(1) 空き家対策の推進による地域の活性化についてですが、区市町村への補助やエリアリノベーション等を実施しています。区市町村への働きかけや、きめ細かい対応等を今後の課題としています。また、空き家を活用する側の取組として福祉部局により、高齢者福祉拠点や保育従事職員への宿舍借り上げ支援等を実施しておりますが、まだ実績にとぼしいところもあります。

(2) 環境に配慮した住宅市街地の形成についてですが、公社住宅では建替えにあたり記載の省エネ化を図っています。既存住宅でも共用部の LED 化を図っていますが、さらなる省エネが課題となっています。都住においても同様に LED 化を図っており、計画的な事業実施が必要です。また、高断熱窓や、ゼロエミ住宅促進等を実施していますが、さらなる取組が必要です。

(3) 緑・景観など良好な住環境の保全と向上についてですが、用途地域に田園住居地域が追加されましたが、中長期的には生産緑地への宅地への転用が課題となっています。また、都や区市町村等により緑の保全、創出を図っています。

(4) 持続可能な環境先進都市のモデル提示についてです。選手村において、こちらにあるとおり水素供給などを行っていますが、コスト等が課題となっています。

こちらの資料の説明は以上ですが、最後に、

本日欠席の伊香賀委員と事前に打ち合わせを行い、意見を頂戴したのでお伝えします。

健康の観点から、高齢者、子育て世帯等も含め、住宅の断熱性を高めることは重要。既存住宅の改善を図ることが望ましいですが、困難な場合、厚手のカーテンや梱包材を活用することでも改善を図ることができます。そのような知識を、必要な高齢者などに届けるために、啓発を進めることや、在宅介護の方々など、福祉の担い手の方たちに持っていただくことが必要で、福祉との連携が重要であると考えます。

説明は以上です。

(大月部会長)

はい、どうもありがとうございました。資料 2 から資料 7 まで事務局の方からご説明をいただきました。資料 2 と 3 につきましては、これまでの部会のまとめ、資料 4、5 につきましてはそれを踏まえて事務局の方で、検討の枠組みの案が示されております。資料 6、7 につきましては現行の第 6 次住宅マスタープランの取組の現状と課題

の報告ということでしたが、ご意見、ご質問のある方はチャットの方で書いていただいて、ご発言を頂きたいと思えます。時間の関係で全ての先生方がご発言できないかもしれませんが、そのことについてはどうぞご承知おきいただきたいと思えます。それでは、先ほど山本先生の方から発言のご希望がございましたので、まず山本先生の方からお願いいたします。

(山本委員)

山本です。ありがとうございます。さっきの状況と違うところですが、一点だけお願いします。目標3の住居確保に配慮を要する都民の居住の安定にあたるかと思えますが、今回のコロナの関係で仕事と住まいを失われた方たくさんおられて、東京都の方で住まいを提供されたということなんですが、原則としてそこに住めるのは3ヶ月ということで、その後どのように、そういう方々のために住宅を提供されるのか。現状とそれから今後、もしご予定があったらその点について教えていただきたいと思えます。

(大月部会長)

ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

(土屋経営改革担当部長)

ご質問ありがとうございます。経営改革担当部長の土屋でございます。ただいまコロナウイルス感染症に伴う住宅喪失者の一時住宅等の提供についてご質問をいただきました。後ほど資料8でご説明させていただくことになると思えますが、この事業は、福祉保健局の東京チャレンジネット事業というところで、失業に伴う住宅喪失者への一時住宅として提供しており、ここにコロナウイルスに関連して30戸追加しまして、60戸を緊急的な一時宿泊場所として提供できるようにしているところでございます。所管の福祉保健局の方では、他の民間のいろんな場所も含めまして合計60か所で今実施している。その先につきましては、これは福祉保健局の事業にはございしますが、本部も連携してコロナウイルス感染症の感染の状況・動向を踏まえまして、適切に対応していく現在においてはそういうところでございます。以上です。

(大月部会長)

ありがとうございます。山本先生、よろしいでしょうか。

(山本委員)

はい、ありがとうございました。3ヶ月しかいられないというのは、それはしょうがないということでしょうか。

(大月部会長)

事務局いかがでしょうか。3ヶ月についていかがでしょうか。

(土屋経営改革担当部長)

はい、お答えいたします。担当の福祉保健局の方ではさらに状況を踏まえて1か月程度延ばすというふうには聞いております。その先につきましては基本福祉保健局の対応となってございます。そちらの方には協力をしていこうということでございます。以上です。

(山本委員)

ありがとうございました。

(大月部会長)

ありがとうございました。続きまして齊藤先生の方から資料7のマンションに関して、ご質問があるということでございます。齊藤先生、よろしくお願ひいたします。

(齊藤委員)

ありがとうございます。齊藤です。6月にマンション管理適正化法とマンション建替え円滑化法が改正されましたので、それに関する質問になります。一つ目は、東京都の場合はそれに先駆けて今年4月からマンション管理組合の届出制が実施されているところですが、次なる政策を考えていく中で、4月から実施されているマンションの管理組合の届出は順調でしょうかという質問でございます。もし、なかなかうまくいかなさそうな所があるのであれば、現段階においてどのような傾向があるのかということをもし分かれば教えていただきたいというのが一点でございます。マンションの管理不全を予防し適正な管理には、非常に重要な視点だと思っております。

二点目には、マンションの再生ということで先ほどご説明がありましたが、これから建替えが難しいマンションも多くなってきますので、その再生という考え方の中にマンションの区分所有関係の解消、マンションの管理組合を解散する、敷地を売却するというスキームも一緒に考えているのでしょうか、以上2点の質問になります。

(大月部会長)

ありがとうございます。二点ご質問がございましたが、事務局の方いかがでしょうか。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

民間住宅施策推進担当部長の飯塚でございます。ご質問ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

一点目の管理状況届出制度の現時点での届出の状況でございますけれども、6月30日現在の届出の状況は、要届出マンションが14000棟に対して、届けていただいているのは1630件、届出率が今のところ11.5パーセントでございます。所感といたしましては、これまでのところ順調に届出をしていただいているのではないかなと考えているところでございまして、引き続きこの調子で届出の件数を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、次のマンションの再生についてマンションを解消するというのを想定しているのかどうかというところでございますが、先ほど委員のお話がありましたマン管法の改正と合わせて、マンションの建替円滑化法も改正になっているところでございます。その中で、解体をするようなマンションの、例えば外壁が剥離して危険であるとか、そういったところも加えられたというところがございますし、敷地分割制度も加えられたというところがございますので、そういったところの状況を見ながらどういった再生の手法があるのかというところを今後検討していきたいというところございまして、マンションそのものを解消するというところまではいまのところ組上にのせて検討している状況ではないというところでございます。

(齊藤委員)

はい、ありがとうございます。届出制度が順調ということで大変うれしく思っているところでございますが、これからはなかなか届出制度が順調じゃないところが出てくるかもしれませんので、どうぞその辺りをよく見ていただいて、次なることを考えていただきたいと思います。どうも、ありがとうございました。

(大月部会長)

はい、ありがとうございます。続きまして河端先生から資料6についてご質問があるということで、河端先生よろしくお願ひいたします。

(河端委員)

資料6についてですが、この資料6のように施策展開と組織別施策体系についておまとめていただいたのは素晴らしいと思います。その一方で、他の部局と重複する施策が数多く見受けられるのですが、部局間のデータや情報の共有をどのようにされているのかお聞きしたいと思います。各部局でバラバラに情報を作成していたり、重複して作成していたりすると効率的で効果的な施策展開においてよろしくないのではないかと、その点について事務局からどのような状況か教えていただければ幸いです。

(大月部会長)

河端先生ありがとうございました。他部局との情報の共有というのは非常に重要な観点かと思いますが、事務局の方いかがでしょうか。

(佐々木住宅企画部長)

住宅企画部長の佐々木と申します。ご質問ありがとうございます。ただいま資料6について都庁内関係部局との連携というお話でございました。お話のように、この点それぞれ各関係局と「○」がついているところとの連携は重要でございまして、例えばということでございますけれど、サービス付き高齢者向け住宅などは福祉保健局と一定の役割分担、施設整備と運営といった一定の役割分担のもと、手続きの一元化を図るなど、施策の重複の解消や連携などは図らせて頂いているところですが、今後とも一層の効率的な施策の運営に向けて一層の情報の共有化などについて取り組んで参りたいと思っております。先生の方でもお気づきの点がございましたら、今後ともご指摘をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(大月部会長)

はい、ありがとうございます。河端先生よろしいでしょうか。

(河端委員)

はい、承知しました。ありがとうございました。

(大月部会長)

他にこの前半のご説明に関して、ご意見とご質問等ございますでしょうか。ございましたらチャットの方に書いていただければ、ありがたいですがいかがでしょうか。

私の方からちょっとお伺いしたいことがございまして、今日ご説明がありました中で災害のときにどうするかという話でしたが、実は東京都の方で作られているこちらのこういうパンフレットが今日届きまして、「東京仮住まい」というもので、これは例の東京都の方で研究者とか学者に提案をさせて、東京都の事務局と一緒に都政の推進について何か提案をしていくというもので、私も委員として入っているのですが、やはりこの中で何か一朝有事の際に、とたんに住宅を失くしたりする方々、コロナの場合もそうなんですが、そういった方々に対する、住宅部局と福祉部局をまたぐシームレスな支援というのが非常に重要になってくると思っております。

そうした中で、先ほど河端先生がご指摘の通り、ある部署の目の前に出てきた方がその後課題がなくなったらその部署と関係がなくなって、また別の部署の対象になるということは、震災の場合でも、コロナの場合でも多分に起こりうるのだと思いますが、そうした部局を超えたシームレスな居住の側面からの支援の可能性などについてどのようにお考えなのかということについて、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(佐々木住宅企画部長)

改めまして住宅企画部長の佐々木でございます。ただいまのご質問ありがとうございます。今先生のお手元に今日届いたということで恐縮ではございますが、東京仮住まいということで大学との連携事業の中で、今回初めて作成したものでございます。災害等によりまして住宅に関して困窮されている方などについて、例えばということでございますけれども、総務局総合防災部との連携のもとで、できるだけ切れ目のない対応ということはございますし、仮住まいということに関しましては、都営住宅と公営住宅を活用した対応ですとか、昨年台風19号などの場合にも民間住宅の借上型、現在では賃貸型と言ってございますけれども、賃貸型、借上型の応急仮設住宅などの実績もございます。これにつきましては、とりわけ地元区市町村との連携、あるいは総合防災部との連携という中で、庁内及び区市町村との連携の中で進めさせていただいておまして、今後ともしっかり関係機関と連携を取りながら、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

(大月部会長)

はい、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

あと専門委員の鈴木さんの方からマンション適正管理についてご質問がございます。鈴木さんよろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

専門委員の鈴木でございます。こちらでいきますと、目標5のマンションの適正管理、それから関連するところで、既存住宅の流通関係でございます。

既存住宅の流通促進には、マンションについて言えば、管理の状態の見える化が進むということと、見える化が進むことによって居住されている管理組合の方の適正な維持管理についてのモチベーションが上がっていくとい

うことで、今回のマン管法の改正とマン建法の改正はこれの一助になるのではないかと考えているところでございます。

マン管法の改正への対応ということで質問でございますが、適正化法公布施行日以降については、まず国が基本の方針を作成し、それを受けて地方公共団体が管理適正化推進計画制度を作成して、個々のマンションについて良好なものについて管理計画認定を行うというふうに向ってございます。こちらにつきましては管理の見える化につながるものとして、大きな一歩になるかと思ひますし、財政悪化が進む管理組合の管理状態を見直して適正な維持管理を実現して居住価値、資産価値を高めていくことが期待されていると思ひしております。

ここで質問なのですが、その後の管理計画認定制度なのですが、事務主体は東京都の場合 23 区と市というふうに思ひますけれども、東京都との関係はどのようなものになるのでしょうか。23区と市が独自に認定制度を立案するという事は考えにくいものですが、都が主導していくのではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、管理計画認定制度の運用の話なのですが、この管理計画認定制度の内容設計自体はこれからだと思ひますが、適正な管理についての考え方については、国も都もそれから民間も基本的に同じ考え方と理解しているところでございます。不動産関係の 11 団体では、こういったマンションの管理状態の適正化評価制度につきまして、3月末、適正評価制度というものを構築してございます。東京都様にもオブザーバーで参加していただいております。実際の計画認定の運用につきましては、こうした民間の適正管理の評価制度を積極的に利活用されるなどいかがでしょうか。たとえば、一定の適正評価制度で高評価を受けたものは、区や市が行うところの認定審査を省略ができる等の制度について検討されてみてはいかがでしょうか。こちらが後半の質問でございます。以上お願いいたします。

(大月部会長)

はい、鈴木さんありがとうございます。

管理計画の認定制度における都の役割と、その今後の活用の検討についてですが、いかがでしょうか。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

鈴木委員、ご質問ありがとうございます。民間住宅施策推進担当部長飯塚でございます。マンション管理適正化法の改正につきましてご質問を頂戴しました。

今回のマンション管理適正化法の改正に盛り込まれました管理計画認定制度でございますけれども、国の方では交付後 2 年以内の施行を目指して、今後国の方で認定の基準を作成すると聞いているところでございます。その中で認定の策定に向けた検討にあたっては、国が今回の法律改正で想定している認定制度の内容ですとか、先ほど委員からお話がありました区市町村が作成することとなっているマンションの管理適正化推進計画、これをどんなふうにつくっていくのかということを考えていくところだと思ひます。その上で、管理計画認定制度もそうですけれども、管理計画認定制度の主体になります区市町村の意見も十分に踏まえることが重要だと考えているところでございまして、また、今ご説明のありました現状で進められている民間の取組というのも、国の検討の中では参考にされるのではないかと、私どもとしては考えているところでございます。

都といたしましては、先ほど委員の方からご説明がございましたが、管理計画認定制度により管理の良好なマンションが適切に評価されるように、今後国が詳細を検討する中で意見を上げていきたいというふうを考えているところでございます。今のところ以上でございます。

(大月部会長)

鈴木さんいかがでしょうか。

(鈴木委員)

ありがとうございました。今後国の基本的方針の策定・検討する委員会につきましては、東京都様も従前の小委員会と同様に参画されるというように仄聞しておりますので、東京都様の方のお考え方も、ぜひ積極的に開示いただけるというふうに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

ご質問、ご意見ありがとうございました。

(大月部会長)

ありがとうございました。

まだ、質問を受け付けておりますが、次の議題の後においても意見交換するところがございますので、そのときに合わせてご意見を頂戴することも可能かと思えます。

今いただきましたご意見につきましては事務局におきまして参考にしていただいて、今後の方向性などを整理していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして議事の5番目が新型コロナウイルス感染症への都の対応状況、6番目が住宅市街地の整備の方向について、7番目は直近の国及び都の住宅政策の取組状況について、3つの議題に関してですが、事務局の方からこれらを取りまとめて御説明をお願いいたします。

(尾関計画調整担当課長)

今ご案内があったとおり、恐れ入りますが、議事の(5)から(7)までまとめて事務局よりご説明を差し上げたいと思います。

まず、議事(5)新型コロナウイルス感染症への都の対応状況についてご説明します。資料は「資料8」になります。

住宅政策本部における取組を中心に記載していますが、まず都営住宅において武漢からの帰国者への一時提供、居住者への感染予防周知や使用料の手続き延長、募集日程延期、建替え工事等について場合により一時中止、TOKYO チャレンジネットとの連携による住戸追加提供等を実施しています。また、宅建関係の窓口である不動産課において、窓口で行っていた手続きを郵送で可能としたり、相談業務等の業務縮小を行って来ていますが、一部は再開しています。さらに、セーフティネット住宅である東京ささエール住宅への助成等を行っています。さらに、福祉保健局では失業等による一時住宅等の提供を行っています。

次に、議事(6)住宅市街地の整備の方向等についてご説明します。資料は「資料-9 都市計画区域マスタープラン改定原案」になります。

東京都では、現在、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である「都市計画区域マスタープラン」の改定に向け、検討を進めています。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都が長期

的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現へ向けて大きな道筋を示すものです。

目標年次はおおむね 20 年後(2040 年代)、多摩部 19 都市計画区域及び島しょ部 6 都市計画区域のマスタープランを、区部と同様に一体で策定し、都市の一体性を確保します。

また、都が定める都市計画区域マスタープランに即して、区市町村は地域に密着した都市計画の方針を策定することになります。この中でも、1 ページ目にある通り、AI や IoT など最先端技術の活用することが記載されています。また、東京が目指すべき将来像の中、概ね環七外側において、集約型の地域構造への再編、地域特性に応じた拠点の育成を図ることとしています。2 ページ目では都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換することとしています。

なお、本計画は、現在、パブコメに付し都民の皆様のご意見をお寄せいただいているところです。

最後に、議事(7)直近の国及び都の住宅行政の取組についてご説明します。資料は「資料－10 最近の都や国の施策状況」になります。

まず、都の動きといたしまして、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」についてです。マンションにおける二つの老いの進行、管理不全、周辺環境への悪影響の恐れがあることから、平成 31 年 3 月に条例を制定しました。こちらにある、都、管理組合、関係事業者等の責務の明確化、管理状況の届け出、助言・支援等の実施を 3 つの柱としています。

2 ページに、この春から始まった届出制度について、届出書の抜粋を示しています。それぞれの事項についてチェックと簡単な記述を頂きます。

3 ページ、適正管理に向けた取組ですが、先ほどの説明の具体内容等ですが、アドバイザーの費用助成、適正管理啓発隊の派遣、また、この春に「東京マンション管理・再生促進計画」を策定しました。さらに、後ほどご紹介しますが、マンション管理適正化法改正への対応を行って参ります。

4 ページ、耐震化や再生に向けた支援についてです。耐震はアドバイザー派遣や補助等、マンション再生まちづくり制度では区市への補助を行っています。今後の課題は、敷地売却制度の活用に向けた検討、法改正への対応等としております。

続いて 5 ページはセーフティネット住宅の登録促進、普及に向けた最近の取組についてです。都では「東京ささエール住宅」の愛称を付け、PR 等を積極的に展開していますが、さらなる取組を実施します。具体的には今年度から、見守り機器設置費等への補助、登録協力補助を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、家賃低廉化補助の拡充、設備導入補助を今後早期に実施します。

続いて 6 ページは都営住宅における宅配ボックスの設置です。以前のこの審議会での答申において、入居者の利便性向上に資する宅配ボックスの設置検討について提言がございました。その後設置に向けた検討を行い、2 団地の敷地内において、こちらにあるとおりモデル事業を行うこととなりました。

続いて国の動きです。7 ページにはマンション管理適正化法、建替え円滑化法の改正についてお示ししています。適正化法は、国による基本方針の策定、地方公共団体による記載の通りの適正化推進が定められています。また、建替え円滑化法では、除却必要性の認定対象の拡充、敷地分割制度の創設が定められています。

8 ページは賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律です。良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保のため、サブリース業者と所有者の賃貸借契約の適正化の措置、管理業を営む者の登録制度で構成されています。背景として、サブリース業者によるトラブルの多発化がありますが、概要は、サブリース業者と所有者と

の間の賃貸借契約適正化に関する措置、賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設となっています。
資料10の説明は以上です。

なお、参考資料1、2については、追加や時点更新を行ったページがございます。後ほどご確認いただきますよう、お願いいたします。

(大月部会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、これまでの議題のうち、どれからでも、どなたからでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。ご質問等ございましたらチャット機能を使って、どの資料についてご意見があるのかを付記した上で、発言希望と書いていただければと思います。いかがでしょうか。

山本先生お願いいたします。

(山本委員)

はい。山本です。2点あるんですけども、一点は、今資料10でご説明を頂いた新型コロナウイルス感染症緊急対策の家賃低廉化補助の拡充というところで、このような対策をしてくださっているのですが、実際に各市町村でどのように使われているのかというのがお分かりでしたら教えていただきたいということが一点あります。先ほどご説明いただいた資料7になるのでしょうか。7の中で、目標6で良好な地域コミュニティの形成、公営住宅公社住宅の中で高齢者等の居場所づくりをするというのがありましたが、今これがコロナの影響で、居場所作りコミュニティカフェみたいのが全部中断になっている状態で、このままなくしていいのか、新しい方向としてどういうことがあるのかというのが、今、熟考している状態なんですけれども、何かこういう風にやってるよという良い事例をもしご存知であれば教えていただきたいと思います。お願いします。

(大月部会長)

山本先生、ありがとうございます。2点のご質問、家賃低廉化についてと、都が進めておられる居場所づくりの2点についてお願いいたします。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

民間住宅施策推進担当部長の飯塚でございます。ご質問ありがとうございます。委員のご質問は、資料10の住宅セーフティネット住宅の新型コロナウイルス感染症の緊急対策の家賃低廉化対策ということでよろしいでしょうか。

(山本委員)

はい、そうです。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

家賃の低廉化補助の拡充につきましては、国の方でこれまで低廉化の上限を4万円だったところを、最大8万円まで拡充するところを発表いたしまして、都といたしましてもこの資料にありますとおり、国の緊急対策と合わせて「東京ささエール住宅」の家賃低廉化補助の負担部分の限度額を引き上げたところとして、最

大8万円まで家賃低廉化ができるという制度を、補助要綱を変えて設けたところでございます。実際の適用の状況でございますけれども、都の状況としては、都の補助要綱を改正して、この制度を区市町村の方にお知らせして、検討していただいている状況でございます。適用が出てくるのは今後かなと考えているところでして、まだ具体的な適用の数字というのは上がってきていないところでございます。お答えになっておりますでしょうか。

(山本委員)

今後また教えて頂ければと思います。

(大月部会長)

小田先生、お願いいたします。

(尾關計画調整担当課長)

山本先生の2問目お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(大月部会長)

居場所づくりの現状についてお願いいたします。

(土屋経営改革担当部長)

経営改革担当部長の土屋でございます。都営住宅の敷地等活用した居場所づくりについてのお答えということによろしいでしょうか。

(山本委員)

はい。

(土屋経営改革担当部長)

居場所づくりにつきましては、未来の東京戦略ビジョンにおいて、居場所づくりの創出プロジェクトの一環として既存の都営住宅集会所を活用して、居住者や近隣の方々が交流を深めることができる事業として、東京みんなサロンという名称を今年の2月に発表して準備を進めていたところでございます。

色々と都議会からもご質問いただきまして、実施にあたっては、地域の活動を行う団体や社会貢献に取り組む民間事業者などが行っているコミュニティの活性化の取組みなどもいかしながら、地元の区市と連携し食事ですとか参加者同士が交流できるイベントを取り入れた事業として計画しておったところでございます。先ほど先生からご意見ご質問がありましたように今コロナウイルスということで近いと3密、感染症への影響がありますので、やり方については、工夫しながら、感染症が拡大しないようなやり方を工夫しながら、できれば引き続き、今年度モデル事業を予定しているわけですが、そちらの方を実施していきたいと考えてございます。先生よろしいでしょうか。

(山本委員)

またこうやったらよかったというものがあったら教えてください。

(土屋経営改革担当部長)

はい、ありがとうございます。

(大月部会長)

ありがとうございます。これから先進的な事例が出てくれば、情報共有させていただければと思います。次に野澤先生からお願いいたします。

(野澤委員)

今日の資料のマンションの件なのですが、届出を今後していただくということで、これを頑張ってやっていくというのはいいことだと思いますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されて、東京都の要安全確認計画記載建築物というのをオープンにされ、耐震基準、旧耐震基準のマンションの名称やそれがどういう状況かがリスト化されています。すべての古いマンションがきちんと耐震診断して、耐震補強して頂きたいと思いますが、大震災が来ると言われる中で、要安全確認計画記載建築物のマンションの耐震改修の促進について東京都としてどのような取組をしようとしているのかお伺いしたいと思います。見た感じでは、あんまり進んでないように、例えば、世田谷区辺りでは見えるのですが、その辺りもう少しきちんと、要安全確認計画記載建築物は特に重点的に自治体が関与して耐震改修を促進していかないといけないのではないかと、というのが一点目です。

二点目は、先日、逗子市でマンションの擁壁が崩壊して一人亡くなりました。マンション自体の建物だけではなく、敷地周りの擁壁、例えば目黒区あたりだと擁壁の上にマンションが建っていて危ないなというところもあるので、マンションの建物だけでなく、擁壁といった部分も含めて、届出等で確認するなど、きちんと震災などへの対応に向けて安心安全な住宅政策をしていくべきでないかなと考えております。

(大月部会長)

事務局いかがでしょうか。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

民間住宅施策推進担当部長の飯塚でございます。マンションの耐震化の状況についてのご質問を頂戴いたしました。

今の取組ですが、都といたしましてはマンションの耐震審査の助成事業、マンションの耐震改修助成事業に取り組んでおりまして、これについて補助を行っているという状況でございます。旧耐震基準のマンション診断の率なのですけれども、ちょっと古い数字ではあるんですけども、平成23年度末現在で17%、耐震性を有しないマンションのストックの比率11%となっております、先ほど申し上げました耐震診断の助成ですとか、マンションの耐震改修の助成を通じてこの率を上げていきたいというところで、耐震化のアドバイザー等の事業で専門家も派遣しながらそういう助成の活用を図って頂いて、耐震化率の向上を図っていくというところに取り組んでいるところでございます。

後段でお話のありました目黒区の外壁が剥離してというところもあるかと思いますが、そういった個々のマンションと言いますか、老朽化マンションの現状につきましては、これはなかなか一個一個把握できていないところでご

ざいまして、今回4月から開始をいたしました管理制度届出制度の中で、そういった高経年のマンションに状況についても把握をしていきたいなど、把握したうえで必要な対策を検討していきたいと思っているところでございます。今後の課題として受け止めているところでございます。以上でございます。

(野澤委員)

ありがとうございます。ちなみに外壁ではなくて擁壁です。擁壁が危ないところは結構多いので、そこも視野にいれないといけなのではないかと思えます。届出というと建物だけの維持管理の話になってしまうので、もう少し土台も含めてという意味で、全体の耐震性を上げていくことが大事ではないかと思えます。特に特定緊急輸送道路沿道の建物のマンションは重点的に早めに自治体が関与して、きちんと耐震改修に向かっていく、例えば、特定緊急輸送道路沿道のマンションには、何かしら補助率を上げるなど、少し関与を強めた方がいいのではという意見です。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

緊急輸送道路沿道の耐震化につきましては都市整備局も取り組んでおりますので、こちらと連携をして取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。また失礼いたしました、外壁と発言してしまいましたが、擁壁等の外構部分も含めて把握して、今後の課題とさせていただきたいというところでございます。

(大月部会長)

まだ、ご発言がない委員の方、まだ時間があると思えますので、よろしければチャットの方に発言希望を入れていただければ、ありがたいと思えます。

なお、事務局の対応の都合がございますので、資料の何番で、どの箇所についてというのがあらかじめお分かりであれば、それも記入をして頂ければスムーズな進行ができるかと思えますのでよろしくお願いいたします。

(尾關計画調整担当課長)

大月先生、チャットの流れでは荒委員のご発言の順番かと思えますが、資料がないのでもし教えて頂ければ開きますが。

(大月部会長)

荒委員のご質問をお受けしたいと思えます。

(荒委員)

私の方からは資料9の2ページ目について2点ほどコメントです。

一点目なのですが、今回コロナのこともあってテレワークがだいぶ進んだ印象を持っております。今日もこうして会議ができていくというのも、ひとつ実績だと思います。もともと都営住宅の今後の活用という議論の中でどうしても郊外型住宅の方が人気落ちてしまうという話があって、そこをどうやってセーフティネットとして活用していくのが議題としてあったかなと認識しております。そういった意味では、今回テレワークがこの世に普及したことで、テレワークがしやすい環境を整えつつ、かつ就労支援のようなセーフティネット施策と合わせるかたちで都営住宅をさらに活用できるんじゃないかなと思っております。ひいてはそれが満員電車の軽減とか、そういったもの

に繋がっていくのかなと思います。そういった新しい取組として言及をされてもいいのではないかなというご提案です。

2点目についても続けてお伝えをいたします。もうちょっとこの資料下の方に行きますか。ありがとうございます。市街地開発事業のところ、エアーマネジメントについての言及があったかと思えます。現在、様々な再開発事業の中で地域連携、様々なセクターの連携を通じてエアーマネジメントをやっていきましょうというのが広まっていて、それ自体喜ばしいことだと思っています。ただ、一方でエアーマネジメントとして生きがいという表現で人々が集まるということが重要だとされてきたのですが、コロナの影響もあっても無目的、目的がなく人が集まるのではなく、人が離れていても助け合える、あるいは集まることによって何が結局大事なのか改めて議論をする必要があるのではないかと考えております。

今書いてある防災性向上を、と書いてあるのはいいなと思っておりまして、もともとエアーマネジメントというのは消費を促進していくのではなくて、持続的なまちにするための助け合い、例えば商店街の再生もそうですし、街区をまたいだ連携というのもそうだと思います。助け合っていくということが重要だと思いますので、そういった意味で、防災性の向上も含めてエアーマネジメントを通じて助け合っていくことを進めていけるといいんじゃないのかなと思っております。以上です。

(大月部会長)

資料9に関するご意見ということですが、事務局がいかがでしょうか。

(小野都市づくり政策部長)

都市づくり政策部長の小野でございます。コメント、ご意見ありがとうございました

まずは一点目でございますが、今回コロナ禍を踏まえまして新しい住まい方とか働き方等への動きが加速するのではないかなと思っております。これまでどどちらかという都心居住に人気があったわけですが、例えば、多摩地域の豊かな環境の中の住まいとか、あるいは二地域居住などが進むことは好ましい方向と考えております。

2点目のエアーマネジメントですが、基本的には東京都が誘導します都市再生につきましては、エアーマネジメントを活用いただくことを義務付けております。特に、開発事業、デベロッパーの中だけで潤うのではなく、周辺の自治会や商店街なども巻き込んで地域全体が潤っていく、あるいはまちの魅力、防災性の向上、環境の取り組み、そういったものを幅広く広めていく、こういったことを踏まえましてエアーマネジメントを実施しております。ご意見を踏まえまして、今後ともそういった取組を加速してまいりたいと思っております。以上でございます。

(荒委員)

ご回答ありがとうございました。

(大月部会長)

続きまして藤田委員から発言希望資料6、資料9 関連ということで、お願いいたします。

(藤田委員)

初めてのものですから間違っていたら恐縮なのですが、災害に強いということがマスタープランの目標としてありますが、例えば江戸川区のハザードマップではありませんが、何かあれば出てってくださいということになってい

まして、ところが一方で隣の市川市だってそんなの受け入れる場所がないというのは現状でございます。今東京都で水害等いろいろな問題がありますが、そういう目で見ると分譲のマンションに限らないのですが、中高層の建物というのがそこに居るだけでとりあえずは安全が確保される。場合によっては避難先にもできるということもあろうかと思えます。住宅の安全あるいはマンションの安全、分野別の安全というのは都市整備の議論なのか、住宅の議論なのかかわからないのですが、この辺の整理をして、一時はここに行きましょう。あるいはこの建物は安全ですかそういった整理をしないと、すべてのエリアや住宅を安全にするというのは財政的にも気候の状況が厳しくなる中では難しいのではないかと思います。ちょっと抽象的な質問で恐縮ですが、もしお考えあれば教えていただきたいと思えます。

(大月部会長)

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(佐々木住宅企画部長)

住宅企画部長の佐々木でございます。ありがとうございます。

昨今、水害など被害の状況が大きくなっているという中で、災害に強い住宅の確保というのは重要であると思っております。これまで最近私どもが取り組んだ中で、一端をご紹介というかたちではございますが、昨年の台風19号で都内あるいは近県の超高層マンションで水に浸かったということがございまして、そういったことを踏まえまして、私どもではマンションの管理ガイドブックというようなものを改定する中で、水害に対して例えば防水板の設置ですとか、管理組合の方で対応できるようなものについて記載を図っていくなど、啓発等に努めているというところでございます。

また、つい先だってプレスにも発表したところですが、いわゆる大規模水害が想定される区部東部を念頭に、その第一弾として足立区さんと協定を結び、都営住宅の居室への一時的な避難、近隣の住民の避難といった取組を始めたところでございます。こういった取組を進めまして、今後とも災害に対して安心安全というような取組の推進に力を入れて参りたいと思えます。

(藤田委員)

ありがとうございました。

(大月部会長)

続きまして矢田委員から資料10の8ページについてご質問があると。矢田委員お願いいたします。

(矢田委員)

資料10の8ページについて質問をさせていただきます。今回、令和2年6月19日に賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律ができたということで、これができてこれから変わるかなと思っているのですが、その8ページ目の一番下のところに目標をみたいのが書かれていて、今後サブリースに絡んだトラブルについて今後3分の1まで令和11年度までに減らすという目標が出ているのですが、まだこれは成立してから間もないというところですが、東京都の方で今後どのようなかたちで具体的にこういったトラブルを減らすためにということで、何か考えている、あるいは既に進めているということがあれば教えていただきたい。

これと関連いたしまして、高齢者、サ高住もオーナーから住宅を借り上げて、サブリースの一般的なものとは違うけれども、その応用版みたいなかたちのスキームができていますけれども、この法律ができたということで、サ高住のようなものを含めた検討、特にサブリース事業者との契約のところなんかこれから問題になるのかなと思っているので、何か対策みたいなものを取られる予定があれば教えてもらえればと思います。

あとさらにということなんですが、先ほど資料6のところ、サブリースもそうなんですが、「サ高住」こういったような言葉とか、高齢者にとっては契約を結ぶということにおいて非常に難しい。さらに、サブリースのオーナーというのも高齢者ということで実際に契約を締結する能力というのは、事業者と格段に違うと私は個人的に思っているのですが、そこで、先ほどの資料6のところ、目標を4のところ(3)に消費者や住宅所有者に対する普及啓発という欄があるのですが、高齢消費者向けの何らかのかたちの対策みたいなものとして、目標3あたりで、例えば消費生活の生活文化局ですかね、そのあたりとの連携みたいなものが取れないのかなと思っていたのですが、「〇」がついていなかったの、そういったところでもう少し連携できたらいいのかなと思ったので、これは単なる感想ということになるのですが、今後資料8の10のようなことが今後どのように進んでいくのかということをお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

(大月部会長)

矢田先生、非常に大事な観点からのご質問ありがとうございました。事務局、3点ほどご質問ありましたがいかがでしょうか。

(佐々木住宅企画部長)

住宅企画部長の佐々木でございます。

ご質問のまず一点目、資料10の8ページでございますが、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律でございますが、こちらの資料でございますが、最近の都や国の施策状況ということでございまして、このページにつきましては国の状況についてご紹介をさせて頂いたものでございます。

その中で、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の中で、具体的に登録制度が創設されると聞いているところでございますが、この資料の右下②にございますように、こちらにつきましては国土交通大臣の登録の義務付けということでございまして、基本的には地方整備局において登録がなされると聞いているところでございまして、都道府県の関与というところは、まだ具体的には聞いていないというところでございます。

一方でこちらの趣旨でございますけれども、賃貸借契約の適正化というところでございまして、私ども宅地建物取引業の許可あるいは適正指導ということを行っておりますので、今後ともこの法律に関連するところも含めまして宅地建物取引業者の業務運営につきまして、適正化が図れるよう取り組んで参りたいと思っておりますし、また2点目でございます賃貸借契約につきまして、私ども賃貸借契約の紛争予防条例という東京都独自の制度を持っておりますので、今後とも宅建業法の執行と条例の運営両方で、適正な賃貸借契約が図れるよう取り組んで参りますし、賃貸住宅ホットラインというのを私どもも持っておりますので、そういった高齢者の方の賃貸借契約のトラブル等の未然の防止にも今後とも取り組んで参りたいと思っております。

また、関係部局との連携につきましても、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご提言としてありがたく受け止めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(矢田委員)

勉強になりました。ありがとうございます。

(大月部会長)

続きまして、有田先生の方から資料4関連でご質問があります。有田先生よろしくお願いたします。

(有田委員)

資料4に関連して、これからの論点をご提示いただいている、また資料5でもこれは図式化されているのですが、特に総論のところ、赤線で書いているコロナウイルス感染症の影響とか、後の方で重点供給地域についても書いているのですが、この枠組みですと、今日ご説明いただいた第6次のこれまでの取組の現状と課題の総括表の分け方に対して、新しい課題ということになるんですか。特に総論で考えていくと、これまでのマスタープランの枠組みと大きな柱、骨格を変えていくようなイメージだと理解していいのですか、というのが大雑把ではありますが最初の質問でございます。

これに関連してコメントなのですが、先ほどコロナウイルス感染症の今後の中長期的な影響について都市整備部局の方からもお話があったのですが、現状でこのような3密をずっと回避しなければならない生活がどれだけ続くのか見通しが見えない中で、軽々なことは言えないかもしれませんが、コメントですけれども諸外国の状況について、ちらちらと何う程度ですけれども、諸外国ではアフォーダブル住宅供給の政策について都市開発に付随してあるのが通常ですが、そういったアフォーダブル住宅の対象者はおそらくこの日本、東京都さんでおっしゃっている住宅確保要配慮者のターゲットよりももう少し幅広い階層がターゲットになったものとして、アフォーダブル住宅供給という政策があるように思うのですが、特にこのコロナウイルス対策の関係で、エッセンシャルワーカーの健康とか安全性とか、遠距離通勤のリスクを下げてあげることが、非常に海外では具体的にクローズアップされているということがありますし、水害などの災害の時に、これまでですと避難場所にかなり高密度で皆さんお集まりになって、そこに避難しなければならないということがこれまでと同じようにはできないだろうと。

今までも日本国内でも災害の後の避難場所に集まり、そこでノロウイルスのようなものが流行ったりそういった事例も伺っておりますけれども、色々個別にコロナウイルスの影響が色んな側面で及んでいくことが想定されないわけではないですが、そういった個別の課題をどのようにブレイクダウンして、どういうふう議論を進めていくのかをお尋ねできればと考えた次第です。

(大月部会長)

有田先生ありがとうございます。主として二つあったと思います。

資料4と、コロナについての対応ということですが、事務局の方がいかがでしょうか。

(佐々木住宅企画部長)

住宅企画部長佐々木でございます。的確なお答えになるのかというところでございますけれども、先生の方から骨格を変えるのかということもございましたけれども、むしろ大きな方向性の一つとして新たに加わってくるというような、基本的な考え方の中に入ってくるのではないかなというところで受け止めているところでございます。

また、コロナにつきましてでございますが、お手元、資料5にございますが、「これからの都の住宅政策のあり方にかかる検討の枠組み」という資料でございますけれども、その3に、太字の枠の中にコロナ感染症の影響等を踏

まえて、私ども東京都において今後策定される長期戦略、また住宅政策の答申、答申の前には諮問というところから入っていくわけでございますけれども、こうしたこと踏まえて、総論から6つの視点等を持って、これらに対して検討とその後の施策展開を進めていくということになるのではないかと考えております。先ほどの持続可能な住まいまちづくり、中期的長期的な視点ということで、先ほどの様々な要配慮者という範囲をどう考えるのか、あるいは遠距離の通勤に対する考え方、これは先ほどのマスタープランと関連しておりますけれども、今後とも検討を進めて参りたいと思っております。以上でございます。

(有田先生)

ありがとうございました。

(大月部会長)

続きまして、井上先生の方から資料7目標2、3についてということでご意見をいただければと思います。井上先生お願いいたします。

(井上委員)

二つほど確認させていただきたいと思えます。

一つ目は、資料7の目標2のサービス付き高齢者向け住宅のところなのですが、いくつかの県では新たに供給をしないという方向が出ていると思えますが、これについて東京都はどのようにお考えなのかというのを教えていただきたいというのが一つ目です。もし、まだ整備を続けるというご予定であれば、それを進める理由があると思うので、それをきちっと明らかにして頂いた方が良いのではないかとというのが一つ。

二つ目が、目標3のところ住宅確保要配慮者の部分ですね。一番最初に公共住宅があるのでそれはいいなと思っております。その後(4)、(5)民間賃貸を念頭においていると思われませんが、こちらの部分を(2)や(3)の前に出さないと、少しイメージがわきにくいなと思って読んでいました。

特に、(4)(5)のところ、順番としてはセーフティネット住宅を含めた民間住宅で準備をする、次に家主のリスクの軽減をする、その上で借主に対しての支援をするという手順になっているので、そのような見え方を実際の実務をやっている立場からすると、ちょっと違うなと思っております。このあたりについてご意見を頂ければと思っております。

(大月部会長)

ありがとうございます。以上2点ご質問がありました。事務局の方いかがでしょうか。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

民間住宅施策推進担当部長の飯塚でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員、申し訳ありません。聞き取りにくいところがあったのですが、他県等ではサービス付き高齢者向け住宅の供給を取り止めるところがあるというお話だけれども、東京都ではどうなんだというご質問でよろしゅうございますか。

(井上委員)

そこまで強めで言っているわけではないですけども、既に整備量が一定の基準に達しているのです、更なる整備というご予定はないけれども、というところはどうですか、ということです。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

都としては目標を2025年度までに28,000戸としておりまして、現状ではまだその目標戸数に達成しておりませんし、21,764戸ということになっておりますので。当面は供給を頑張って促進していきたいと考えているところでございます。

(井上委員)

ありがとうございます。もう少し供給したいということであれば、なかなか供給がうまくいっていない理由というのが、価格面、ビジネスモデル的にあると思いますので、それをきちんと明らかにした上で、国などもきちんと協議をしてもらいたいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

もう一つご質問を頂戴しておりました。資料7の構成立てということのご質問でよろしいでしょうか。

(井上委員)

はい、そうです。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

考え方として、資料7の目標3のところでございますね。最初に都営住宅が入っていて、その中で(4)で民間賃貸住宅の入居支援等というところが入ってきて、その後貸主さんへのリスク軽減だとか福祉サービスとの連携というところが入っているので、先ほど委員の話は、都営住宅の前に民間賃貸住宅の入居支援等があるべきというご意見であると伺ったのですが。

(井上委員)

ありがとうございます。そういう感じではなくて公的賃貸のものがここにきちんと載っているのは良いことだと思いますね。(2)と(3)のところを持ち家なのか民間賃貸のことを言っているのかややわかりにくいので、公的賃貸の後で、きちんと民間賃貸のこと持ってきて、その後空き家と住宅のバリアフリー化のことを載せれば良いのではないかなと思いました。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

ご意見として承らせて頂いて、今後の構成の中で検討させていただければと思います。

(井上先生)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(大月部会長)

大月部会長ありがとうございました時間が迫ってまいりましたが、小田委員お願いいたします。

(小田委員)

資料4で、これからの議論をするにあたっての論点なので、一番大切なことかと思っております。下の方に住宅ストックの視点で、マンションに関する記述があります。これを見ると老朽化したマンション、すでに起こってしまった老朽化の問題であるとか、これをどう再生するかという視点で書いてあるのかと思います。これはこれで大事なことだと思いますが、今、林立している超高層マンションについて、都がどういう問題意識を持っているのか。つまりこれまであるマンションで起こっている問題の延長として考えていけばいいのか、あるいは、全く異次元の問題が起こるということを想定しているのか。その前提の置き方でこれからの住宅政策を検討するにあたっての組み立てが変わってくる気がしますので、東京都の方の、今の段階における認識を聞かせていただきたいと思っております。

(大月部会長)

いかがでしょうか。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

民間住宅施策推進担当部長飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

資料4のマンションの老朽化、居住者の高齢化が進むなかで再生促進をいかに進めるべきかというところでございますが、4月から進めさせて頂いております管理状況届出制度で対象としておりますのは昭和58年以前に建築されたマンションを対象としているところでございまして、委員もご承知かと思いますが、建物が古くなって老朽化ということと居住者の高齢化が進んでいる二つの老いが進んできているところを課題意識として捉えているところでして、それに対してどういうケアをしていくのかということが、主たる目標といいますか、目的でございます。

その中で、それだけを都のマンション施策の対象としているかと言いますと、そうではございませんで、マンションの管理の適正化の条例にしてもそうですし、管理再生促進計画でもそうですけれども、これにつきましては老朽化しているマンションだけではなく、その他のマンションを含めまして適正に管理をして必要な修繕ですとか改修をして適正な管理をしていくということを目指しております。そういった中で施策を展開しているというところでございます。

(小田委員)

ちょっと違うという気もしますが、超高層マンションで将来発生するであろう問題が今の現状のマンションと同じものなのか、または全然違う問題を発生させるのか、その認識をお尋ねしたのですが。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

超高層マンションにつきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、老朽化しているマンションだとか、居住者の高齢者の問題とは別に、高層マンションについてはそれ特有の問題が今後発生してくるだろうなと考えております。他の自治体ではございますが、そういった課題意識を持って調査をしているということも認識しておりますので、そういった問題を都といたしましても、管理状況届出制度の古いマンションの課題も進めているところで

すけれども、それと合わせて課題として捉えて、今後どのような課題があるのか、どういったことが必要であるのかというところをよく研究をして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(小田委員)

ありがとうございました。もし問題意識を持っているということであるのなら、起こってしまった問題の対処だけでなく、今後起こるかもしれない問題に向けて何かやるべきだということも住宅ストックの視点の中で盛り込んでいただければと思います。

(飯塚民間住宅施策推進担当部長)

まず課題をどんなふうにとらえていくのかというところから、進めるべきかなと考えているところでございます。

(大月部会長)

小田委員、ご意見ありがとうございました。時間ちょっと超過していますが、飯野委員が資料4について、よろしくお願ひいたします。

(飯野委員)

本日はありがとうございます。

今まで数年かけまして、これまで協議を進めてきたものがもっと鮮明に具体的にされたものが、先日いただいた未来の戦略東京ビジョンというふう理解しております。この未来像を崩さないように施策を今後も進めていきたいなどというふう考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

ところが今年に入りまして新型コロナウイルスという大変な問題が発生いたしまして、これを回避する策として3密ですとか、人と会わないでくださいとか緊急事態宣言も発令されました。ここにきていったん収まりつつあったものが、ここ数日、1日100人で広がっている状態でございます。

一応全体像はそういうかたちなんでしょうけれども、この企画部会といたしましてはあくまでも将来の東京はこうあるべきだということを、この戦略ビジョン、非常によくできているので、このようなかたちに則って進めていきたいなど。テレワーク然り、またコロナの問題に関しては、コロナ対策としてプラスアルファとして協議を別に進めていった方がよいのではないかと。というのは、コロナによって、3密、人に会わないでというかたちになってきますと、マンション特有の問題、賃貸特有の問題、あと高齢者が住んでいる住宅の問題、いろんなところに波及をしてきます。当然、住宅の土地の値段もマンションの値段も色々変わってくるでしょうから、そのへんのところは、慎重に行わないといけないと思いますので、あくまでもこれまで進めてきた企画部会としての意見は、数年かけてやってきたので、これを崩さないで、あとはプラスアルファを聞きながらやっていきたいなどというふう思っております。この資料4につきましては、先ほどいろんな先生方から意見が出ていましたが、この施策の中にコロナの問題をそのまま入れちゃいますと、方針がちよつとぶれちゃうんじゃないかと。あくまでも強い東京、「住みたいな東京」といったところで、推し進めていきたいなど思っておりますので、そのような意見を持っております。意見ですから、これもよろしくお願ひいたします。以上です。

(大月部会長)

部会の進め方、コロナの取り上げ方のご意見でした。事務局の方で何かございますでしょうか。

(尾關計画調整担当課長)

ご意見ありがとうございました。

(大月部会長)

はい、ご意見をいただいたということで。時間を過ぎてしまいましたが、二つ目の議題は時間が来ましたので、これにて終了させていただきたいと思います。本日は多様な意見をいただきまして、ありがとうございます。まだ言い足りないこととか、聞いてみたいこととかあるかもしれませんが、忌憚ないご意見を事務局までメール等でご意見をお送り頂ければと思います。最後に議事の(8)、その他とあります。事務局の方からご説明をお願いいたします。

(平松企画経理課長)

事務局からご説明をいたします。まず今後の審議予定につきましてご説明をして参ります。

お手元の「資料-11」今後のスケジュール」に御座いますとおり、次回、令和2年度第1回住宅政策審議会は、今夏中の開催を予定しております。この場で、新たな住宅政策について諮問したいと考えております。詳細につきましては、事務局から追ってお知らせいたします。

なお、今回の審議会において、新たな住宅政策の在り方について諮問させて頂く予定となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、当初は5月の諮問予定としておりましたが、少し遅れて今夏の諮問となっております。

以降、企画部会を中心に審議を継続し、令和3年秋頃には答申を頂き、その後、令和3年度中に新たな住宅マスタープランを策定したいと考えております。

なお、先ほど大月部会長からもご案内くださったように、意見交換の際に皆様からのたくさんのご意見ありがとうございました。ご意見等につきまして、事務局までメール等でお送り頂きたいと存じます。また、その他、お気づきのご意見、お考えがございましたら、1週間後の7月10日までに、事務局までメール等でお送り頂きたいと存じます。事務局からは以上でございます。

(大月部会長)

事務局から今後の予定について説明がありました。このスケジュールをもって、審議を進めていきたいと存じます。

なお、この度、改正された運営要綱改正に基づき、議事録署名人を、私のほか、部会長から指名することとしております。今回は河端先生にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日は初めてのWEB会議で多少いろいろありましたが、概ね成功に終わったと思っています。これは、事務局はじめ、委員の皆様のご協力の賜物だと思います。どうもありがとうございました。

今日の審議は、これで終了させて頂きます。審議にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。

午後3時10分閉会

署名人氏名

署名人氏名
